平成２１年（フ）第６５１号
新潟県新潟市南区和泉215番地
債務者　五十嶋　力
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６号
滋賀県長浜市列見町166番地２
債務者　川畑　京子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
京都府亀岡市吉川町穴川替田22番地　２―104号
債務者　山形　秀人
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
北海道稚内市声問５丁目34番６号
債務者　本吉　弘己
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第６３２号
群馬県伊勢崎市太田町400番地65
債務者　吉澤　　宙
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３３号
群馬県伊勢崎市太田町400番地65
債務者　吉澤　澤江
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３９号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　ＳＢ―703号
債務者　松本　麗子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　ＳＢ―703号
債務者　松本　翔治
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４２号
群馬県前橋市大胡町293番地１　201号
債務者　木山　博昭
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５９号
群馬県前橋市上小出町１丁目23番地９　コンテッサ前橋203号
債務者　山本　茂生
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６９号
群馬県前橋市上小出町３丁目14番地６　中祐マンション103号
債務者　大村千賀子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2108番地１本宿町営住宅82―２―203号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７５号
群馬県伊勢崎市宮子町3587番地４
債務者　岩井　紀子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７７号
群馬県伊勢崎市境栄934番地
債務者　磯部　孝雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７８号
群馬県前橋市樋越町388番地６
債務者　津久井一美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８１号
群馬県伊勢崎市東小保方町2996番地13
債務者　山口　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２７号
新潟市中央区芳町2447番地
債務者　窪田　雅企
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２３号
三重県松阪市久保町534番地２　雇用促進住宅１―304
債務者　中井　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所松阪支部